

広島県告示第九百八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
株式会社メデイネットコンサルティンク	広島市中区大手町二丁目一番二号	愛ゆうスマイル大芝	広島市西区大芝一丁目二番三号山根ビル二階	平成一九年七月二日	
有限会社長光	三原市城町二丁目二―五乙ビル二階	さくら・介護ステーション三原	三原市城町二丁目二番五号	平成一九年七月二日	
フジ総合印刷株式会社	福山市新市町新市九七六一―	訪問介護ゆうゆう高木	府中市高木町二〇―	平成一九年七月二日	
医療法人社団いでした内科神経内科クリニック	広島市安佐北区口田三丁目三一番一―号	いでした訪問介護事業所	広島市安佐北区口田三丁目三一番一―号	平成一九年八月一七日	